

計画的な教職員定数の改善と教育予算の拡充を求める意見書

令和3年3月31日、改正義務教育標準法が成立し、小学校においては全ての学年で35人学級が実現することとなった。学級編制の標準の一律的な引下げは約40年ぶりのことであり、計画のとおり着実に少人数学級を実現していくことが大事である。また、中学校においても同様に少人数学級の実現が必要であり、今後は中学校における少人数学級の実施を進めていくことが重要である。

学校現場においては、障害のある子供たちへの合理的配慮、外国につながるのある子供たちへの支援、いじめや不登校への対処に加え、昨年からは新型コロナウイルス感染症対策を講じての学習機会の保障や、GIGAスクール構想への対応も求められており、学校の果たすべき役割は年々増加している。

これらの課題を学校が抱える中で、きめ細かな教育による豊かな学びと育ちを保障し、全ての子供たちの可能性を引き出すためには、計画的な教職員定数の改善と、人的配置の拡大が不可欠である。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持による財源保障をするとともに、令和4年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、小学校同様、中学校においても35人以下学級を早急に実施すること。
- 2 改正義務教育標準法の計画どおり、小学校における学級編制の標準の引下げを着実に実施すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月20日

三浦市議会議長 草間道治

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣